

(3) 特例屋外広告業の登録

屋外広告業を営み、埼玉県の屋外広告業の登録を受けている業者は、その旨を市長に届出することで、市の登録業者とみなされ、越谷市内で屋外広告業を営むことができます。特例屋外広告業の登録を行うにあたっては、下表の書類について越谷市への届出が必要です（手数料は不要）。

★特例屋外広告業の登録後に埼玉県への屋外広告業登録の内容に変更があったとき、又は本市における屋外広告業を廃止したときは、変更や廃止の届出が必要です。なお、埼玉県への登録内容に変更等がある場合（許可期間の更新を含む）は、埼玉県への届出を先に行う必要があります。

● 特例屋外広告業の登録・変更・廃止に必要な書類

区分	添付書類						
	第29号様式 特例屋外広告業届出書	第31号様式 特例屋外広告業変更届出書	第32号様式 特例屋外広告業廃止届出書	埼玉県の屋外広告業登録通知書（写）	埼玉県の登録事項変更届出書（写） （埼玉県の收受印が押印されたもの）	業務主任者の資格を証する書類（写）	返信用封筒（切手貼付）
新たに特例屋外広告業の登録を行う場合	○	—	—	○	—	○	※1
特例屋外広告業の登録内容に変更がある場合	埼玉県の 登録番号 登録年月日 有効期間満了年月日	—	○	—	○	—	※2
	会社（個人）の 名称 会社の住所 会社の代表者	—	○	—	—	○	※2
	※役員の変更は届出不要						
	営業所の 名称の変更 所在地の変更	裏面のみ○	○	—	—	—	※2
業務主任者の変更	裏面のみ○	○	—	—	—	○	※2
特例屋外広告業の登録を廃止する場合	—	—	○	—	—	—	※2

※1：遠方などの理由で窓口に来ることができない場合のみ○

※2：遠方などの理由で窓口に来ることができない場合で、副本の返送を希望する場合のみ○

様式は越谷市ホームページからダウンロードが可能です。（裏表紙に二次元コードあり）